

令和 5 年度事業計画

本会は、健康保険、厚生年金保険の被保険者とそのご家族の健康と福利の増進を図るとともに、社会保険制度の円滑な運営に寄与するため、日本年金機構県内年金事務所(以下、「年金事務所」という。)、全国健康保険協会福井支部(以下、「協会けんぽ」という。)及び福井労働局との協力・連携のもと、次の事業を実施する。

○ 令和 5 年度事業方針

1. 広報活動事業

年 6 回偶数月の 15 日に、広報紙「社会保険ふくい」を発行する。広報紙を通じて、会員事業所や被保険者に社会保険制度をより理解していただけるよう分かり易く周知するとともに、表紙写真等にもテーマを掲げ、親しみやすく手に取っていただける紙面づくりに努める。また、ホームページを介して、制度普及啓発事業、健康づくり啓発事業、福利厚生事業に関する情報も積極的に発信する。

2. 制度普及啓発事業

6 月に県内 6 か所の会場において社会保険事務講習会を開催、また 11 月に県内 3 か所の会場においてねんきんシニアライフセミナーを開催する。

なお、令和 4 年度は新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、3 年ぶりに集合形式で実施した。今後の講習会等については集合形式のほか、一般社団法人全国社会保険協会連合会を中心に新たな方法等による実施の検討も始まり、その結果を参考とすることや、引き続き日本年金機構、全国健康保険協会及び福井労働局を始め、社会保険制度に精通している社会保険労務士会との協力等による開催を実施していく。

3. 健康づくり啓発事業

健康づくり講習会として、企業先へ専門講師を派遣して行う講習会や健康づくりDVDの貸し出しを行い、企業内研修等のカリキュラムとして活用してもらう。

利用促進の観点から、広報紙を通じて積極的に周知するとともに、健康づくり講習会を行うテーマや講師の拡大も含め、利用者から求められる健康づくり事業となるよう体制の充実に努める。

4. 福利厚生事業

年間、夏季及び冬季にわたり、県内外の施設利用補助券等を広く提供し、企業内の福利厚生事業に併せて利用していただく。補助券利用の定着化を目指し、利用状況等見極めながら実施していく。

5. 管理費

- (1) 令和5年度も引き続き適正な予算執行に努め、また事業の効率化等に努めていく。
- (2) 令和5年度は事務局体制の充実を図るため、パートタイム労働者1名の雇用を予定している。新たな人材の採用および人材育成、併せて引き続き安定した事業体制下のもと事業推進を図ることを目指す。
- (3) 会員事業所の確保という点について、令和4年度にスタートした会員管理システムを活用し迅速・的確な対応に努める。
 - ・新規加入勧奨年6回の実施
 - ・再度勧奨及び最終勧奨の実施
 - ・会費未納催告は事業実施計画と併せて年2回の実施

以上を確実に実施するとともに、社会保険協会が行う事業への理解・参加協力について、丁寧に説明し取り組みを実施する。

II 事業別計画

事業項目	実施内容
<p><u>1. 広報活動事業</u></p> <p>① ホームページの活用</p> <p>② 広報紙の発行</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>広報紙・ホームページを通じて、社会保険制度の周知啓発を進め、制度の普及並びに事業の推進に協力するとともに、協会事業を広く周知し利用促進に努める。</p> </div> <p>協会事業の周知広報及び社会保険制度の周知啓発等の情報提供を定期的かつ確実に行うとともに、新着情報を積極的かつ効果的に行う。会員限定としたページの創設について検討する。</p> <p>広報紙「社会保険ふくい」を偶数月に発行し、協会事業の周知広報及び社会保険制度の周知啓発に取り組む。</p>
<p><u>2. 制度普及啓発事業</u></p> <p>① 社会保険事務講習会の開催（6月）</p> <p>② ねんきんシニアライフセミナーの開催（11月）</p> <p>③ 社会保険冊子の配布</p> <p>④ 出張年金相談所の開設</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>社会保険事務講習会及びねんきんシニアライフセミナーを通じて、社会保険制度に関する疑問を解消し、制度理解を図るとともに社会保険の事務手続き等の支援に努める。</p> </div> <p>年金委員・健康保険委員、事務担当者及び新規適用事業主等を対象とした社会保険や雇用保険関係の諸手続事務等に係る実務講習会を開催し、事務処理の適正化に努める。 (会場:福井 2回、大野、坂井、武生、敦賀、小浜)</p> <p>定年退職を間近に控えた被保険者とその配偶者および事務担当者を対象に、定年再雇用制度の詳細や働きながら受ける年金に絞ってセミナーを開催し制度の周知啓発に努める。 (会場:福井、武生、敦賀)</p> <p>制度の改正点、事務手続等についての冊子「社会保険の事務手続」及び令和5年度より冊子「ライフステージにおける社会保険・労働保険」を会員事業所に配布する。</p> <p>広報紙を通じて、年金事務所が実施する定例出張相談所開設スケジュール等を周知する。 毎月開催(会場:大野市、勝山市、小浜市)</p>

事業項目	実施内容
<p><u>3. 健康づくり啓発事業</u></p> <p>① 健康づくり講習会の実施 (無料)</p> <p>② 健康づくり DVD の貸し出し (無料)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>会員事業主や被保険者等の健康意識の高揚を図り、心と身体の健康を保つため、健康づくり講習会を実施する。</p> </div> <p>職場において実施する研修会等に医師、薬剤師、保健体育専門家等を派遣し、研修会に併せて被保険者等に係る健康づくりについての講習会を実施する。</p> <p>職場における研修会等での教材として、健康づくりに関するDVDを貸し出しする。</p>
<p><u>4. 福利厚生事業</u></p> <p>① 越前松島水族館入館割引券</p> <p>② 海遊館入館引換券</p> <p>③ 社会保険「海の家」利用補助</p> <p>④ 社会保険「けんこうの湯(夏季)」利用補助</p> <p>⑤ 社会保険「けんこうの湯(冬季)」利用補助</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>健康増進施設等との契約を通じて、各企業の福利厚生の充実・向上に努めることを目的として、施設利用料金の一部を助成する。</p> </div> <p>期間: 通年 配付数 5,300 枚(おとな、こども、幼児) 越前松島水族館(坂井市三国町)</p> <p>期間: 通年 配付数 4,400 枚(おとな、こども、幼児) 海遊館(大阪市港区)</p> <p>期間: 7月15日～8月24日 配付数 8,000 枚 三国サンセットビーチ、鷹巣海水浴場、敦賀松原海水浴場</p> <p>期間: 7月15日～8月31日 配付数 10,000枚 ふくい健康の森「健康の森温泉」、三国温泉「ゆあぽーと」 国民宿舎鷹巣荘、越前温泉露天風呂「漁火」、「日本海」 河野シーサイド温泉「ゆうばえ」、 ニューサンピア敦賀「つぬがの湯」 敦賀きらめき温泉「リラ・ポート」、御食国若狭おばま「濱の湯」</p> <p>期間: 12月16日～2月29日 配付数 10,000枚 ふくい健康の森「健康の森温泉」、法恩寺温泉「ささゆり」 溪流温泉「冠荘」、今庄 365 温泉「やすらぎ」 ニューサンピア敦賀「つぬがの湯」 敦賀きらめき温泉「リラ・ポート」、御食国若狭おばま「濱の湯」</p>

事業項目	実施内容
⑥ 社会保険「アイススケート」 利用補助	期間:12月16日～2月29日 配付数 5,500枚 ニューサンピア敦賀アイスアリーナ
⑦ 社会保険「スキーリフト」 利用補助	期間:12月16日～2月29日 配付数 6,500枚 スキージャム勝山、福井和泉スキー場、九頭竜スキー場、 新保ファミリースキー場、今庄 365 スキー場
⑧ 東京ディズニーリゾート・ コーポレートプログラム利用 補助	期間:7月1日～翌年3月31日 配付数 500枚 東京ディズニーランド・ディズニーシー・ディズニーホテル
⑨ 温泉宿泊助成券 ※中部地区社会保険協会協賛事業	期間:通年(下呂温泉は12月末まで) 配付数 3,000枚 下呂温泉、ぎふ長良川温泉の旅館協同組合加盟店
⑩ 施設優待事業(施設利用 会員証の発行) ※全国社会保険協会連合会連携事業	期間:通年(有効期限:令和8年3月末)【更新年度】 主な優待施設 ・高輪・品川プリンスホテルグループ(4施設) ・プリンスホテル優待プラン (全国のプリンスホテル、スキー場、ゴルフ場) ・ホテル法華クラブグループ(19施設) ・船員保険会(3施設) ・湯快リゾート(30施設) ・亀の井ホテルグループ(30施設) ・HMI ホテルグループ(41施設) ・クア・アンド・ホテルグループ(4施設) ・関西レジャー利用 関西サイクルスポーツセンター 神戸ハーバーランド温泉万葉倶楽部 城崎温泉(20旅館) MOGANO 朽木こがわ溪流センター

事業項目	実施内容
<p><u>5. 諸会議</u></p> <p>① 理事会</p> <p>② 評議員会</p> <p>③ 監事会</p> <p>④ 事業打合せ会</p> <p>⑤ 地区別社会保険協会会議</p> <p>⑥ 近畿地区社会保険協会専務・常務理事会議</p> <p>⑦ 中部地区社会保険協会事務打合せ会</p> <p>⑧ 社会保険協会職員研修</p> <p>⑨ 社会保険協会理事セミナー</p> <p>⑩ 広報紙企画・編集会議(偶数月)</p>	<p>令和5年6月 事業報告、収支決算、役員(理事)改選</p> <p>令和5年10月 事業報告(中間報告)</p> <p>令和6年3月 事業計画、収支予算</p> <p>令和5年6月 事業報告、収支決算</p> <p>令和6年3月 事業計画、収支予算</p> <p>令和5年4月 事業・会計監査</p> <p>令和6年2月 事業計画</p> <p>次年度に協会主催で行う広報活動事業・制度普及啓発事業について日本年金機構及び全国健康保険協会との打合せ会</p> <p>令和5年7月 開催(京都市)</p> <p>令和5年9月 開催(大津市)</p> <p>令和5年10月 開催(松本市)</p> <p>令和5年11月 開催(東京都品川区)</p> <p>令和6年2月 開催(東京都品川区)</p> <p>日本年金機構福井年金事務所、全国健康保険協会福井支部、福井労働局及び企画・編集業者との会議を実施する。</p>
<p><u>6. 会員加入の拡大・協会費未納解消への取組み</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・【新規加入勧奨】新規適用事業所に対し年6回実施する。 ・【再度加入勧奨】令和4年度に新規加入勧奨を行い、今年度未加入となっている事業所に対し実施する。 ・【最終加入勧奨】令和4年度に再度加入勧奨実施後の未加入事業所、平成25年度及び平成26年度に実施した新規加入勧奨後の未加入事業所に対し実施する。 ・協会費納入期限後、未納となっている会員事業所に対し、年2回(8月・10月)お知らせを送付し未納解消に努める。